

環境省

処理事業の継続を求める

新型コロナウイルス対策

緊急事態宣言を受けて通知

環境省は4月7日、各都道府県知事・政令市長宛てに「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）」を

必要な対策や宿泊・自宅療養で排出される廃棄物の取り扱いについてまとめている。廃棄物処理業者は、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）」を

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中で「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を

行う事業者」として位置付けられている。廃棄物処理に伴う感染防止策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」を参照して進めいくことになる。事業の継続に向けて

は、「職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組」委託業者、許可業者及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の

対応策「防護服等の焼却施設の運転継続のために必要不可欠な資材の確保（使用の必要性の見極めを含む）」「業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理の継続性を重視した段階的な業務縮小計画」等を早急に検討するように求めている。宿泊・自宅療養で発生する廃棄物については、宿泊施設・自宅が廃棄物処理法施行令に掲げる医療機関、診療所には該当しないことから感染性廃棄物には

当たらない。一方で、感染防止のため「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりと縛って封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」等の対応を行う必要がある。宿泊施設のリネン類については、「新型コロナウイルス感染症の宿泊療養マニユアル」を参照し、再利用できるものについてはむやみに捨てないよう注意喚起することを求めている。